# 学校法人目白学園役員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人目白学園(以下「学園」という。)の寄附行為第40 条の規定に基づき、役員の報酬、賞与、退職金及び費用について必要な事項を定め ることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この規則において役員とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (1) 理事長
- (2) 常勤理事(役付理事、担当理事及び兼務理事)
- (3) 非常勤理事
- (4) 常勤監事
- (5) 非常勤監事
- 2 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。
- (1)役員の報酬等とは役員の報酬、賞与、退職金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2)費用とは、役員として職務執行に伴う生じる旅費(交通費、宿泊費等)の経費をいう。

## (報酬等の支給)

- 第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。
- (1) 理事長、常勤理事及び常勤監事(以下「理事長等」という。) に対しては、報酬、賞 与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事(以下「非常勤理事等」という。) に対しては、報酬のみ支給する。

## (報酬額の算出方法)

- 第4条 理事長等(兼務理事を除く。)の報酬月額は、別表第1のとおりとする。
- 2 4月1日時点で満65歳を超える者の報酬月額は、別表第1の額に0.8を乗じた額とする。
- 3 理事長等(兼務理事を除く。)には、通勤手当以外の手当を支給しないものとする。
- 4 兼務理事(教職員である理事をいう。)には、教職員としての給与に加え、報酬月額3 0、000円を支給する。
- 5 非常勤理事の報酬年額は、900,000円とし、月割りで支払う。
- 6 非常勤監事の報酬年額は、800,00円とし、月割りで支払う。
- 7 この規則に定める役員の報酬額は、本人からの申し出により、減額することができる

ものとする。

- 8 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 9 役員が退任しまたは解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 10 役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## (賞与の算出方法)

第5条 理事長等に対する賞与の額は、報酬月額に教職員と同じ支給月数を掛けた額とする。

## (退職金の算出方法)

- 第6条 理事長等の退職金は、退職手当と功労金とし、いずれも理事会の審議を経て、理 事長が決定する。
- 2 退職手当については、学校法人目白学園退職手当規則(以下「学園退職手当」という。) を準用する。
- 3 功労金は、役員の在任期間に1年あたり100万円を乗じた金額を上限とする。

### (費用)

- 第7条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費 の額は次の各号のとおりとする。
  - (1) 交通費 鉄道賃 (グリーン車等)、船賃、航空賃 (ビジネスクラス) 及び自動車賃と する。ただし、通勤手当の支給区間と重複する区間については、交通費を支給しない。
  - (2) 日当 5,000円 (片道100km以上の出張に限る)
- (3) 宿泊費 15,000円を上限とした実費(ただし、海外出張の場合の宿泊費の上限は、別表第2のとおりとする。)
- 2 役員が職務の執行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の支給方法)

- 第8条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各 号に定める時期とする。
  - (1)報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
  - (2) 賞与 7月及び12月の教職員の支給日に同じ
  - (3) 退職金 学園退職手当第9条を準用する。
  - (4) 費用 請求のあった日の翌月末までの日
- 2 報酬等は、これを全額通貨で支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の申し出た 本人名義の指定預金口座へ振り込むことにより支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

## (端数の処理)

第9条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が5 0銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

## (公表)

第10条 学園は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の 支給の基準として公表する。

(定めのない事項の取り扱いなど)

第11条 役員の報酬等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の審議を 経て、理事長が決定する。

### (規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の審議を経なければならない。

# 附則

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 学校法人目白学園役員報酬規則、学校法人目白学園役員退職金規則及び学校法人目白学園役員報酬内規は、2020年3月31日をもって廃止する。

# 別表第1(第4条第1項関係)

役職	報酬月額	
理事長	一般職の職員の給与に関する法律(以下	
	「給与法」という。)別表第十一に定める	
	指定職俸給表の8号俸の額	
専務理事	給与法別表第十一に定める指定職俸給表	
	の4号俸の額	
常務理事	給与法別表第十一に定める指定職俸給表	
	の2号俸の額	
担当理事	給与法別表第十一に定める指定職俸給表	
	の1号俸の額	
常勤監事	給与法別表第十一に定める指定職俸給表	
	の1号俸の額から同2号俸と同1号俸の	
	差額を減じた額	

## 別表第2(第7条第1項第3号関係)

指定都市	A地域	B地域	C地域
23,000 円	20,000 円	19,000 円	18,000円

# 備考

指定都市(ニューヨーク、ワシントン DC、シンガポール、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、アブダビ、ジェッダ、クウェート、リヤド、アビジャン)

A地域(北米(ハワイ諸島・グアムを含む。)・欧州・中近東)

B地域(旧ソビエト連邦・旧東欧諸国・大洋州地域・インドシナ半島・大韓民国・香港) C地域(アジア(B地域を除く。)・中南米・アフリカ諸国)